

「横浜市中小企業女性活躍推進事業業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市中小企業女性活躍推進事業業務委託の発注に際し、プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 プロポーザル参加事業者の資格は次のとおりとする。

- (1) 令和元・2年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託）の営業種目「各種調査企画」・細目「B コンサルティング（建設コンサル等を除く）」又は営業種目「その他の委託等」に登録が認められている者。
- (2) 「所在地区分」が「市内」、「準市内」又は「市外」、規模区分が「中小企業」又は「大企業」で登録が認められている者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (4) 参加意向申出書の提出期限の日から受託者を決定する期日まで、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による停止措置を受けていない者であること。

(審査)

第4条 本プロポーザルの実施及び特定等に関する審査は、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「局業者選定委員会」という。）において実施し、審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル手続き及び公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ プロポーザル関係書類提出要請書（以下「提出要請書」という。）の審査
 - エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 事業を委託する事業者の特定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(事業期間)

第5条 事業期間は契約を締結した日から令和3年3月31日（水）までとする。

(参加表明手続き)

第6条 本プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、参加意向申出書を提出しなければならない。

(参加意向申出書の提案資格の確認等)

第7条 前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者に対しては、第3条に定める提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を通知するものとする。

(提出要請書)

第8条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書によるものとし、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第9条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容
- (3) 活動実績及び事業の実施体制
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第10条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の実施方針及び提案内容等
 - ア 実施方針の明確性
 - イ 現状把握、業務目的・内容の理解度
 - ウ セミナー、専門家派遣、「女性活躍推進事例集」の企画力及び実現性
 - エ 効果的な広報の企画力及び実現性

オ 専門家派遣先企業における選定基準の企画力及び実現性

カ 活用できる資源の有無

キ スケジュール管理及び情報管理

(2) 実施体制

ア 従事スタッフの構成・人数など

イ 類似業務等の受託実績

(3) 企業としての取組に関する視点

企業としての取組に関しては下記項目を1点の加点とする。

ア ワークライフバランスに関する取組

(ア) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局にと届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）。

(イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）。

(ウ) 次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得をしている。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得をしている。

(エ) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている。

イ 障害者雇用に関する取組

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者1人以上雇用している（従業員45.5人未満）。

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第11条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びウェイト並びに評価基準の確認

(3) ヒアリング

(4) 評価の着眼点、評価項目及びウェイト並びに評価基準の確認

2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 経済局雇用労働課長

副委員長 経済局総務課長

委員 経済局経営・創業支援課長

経済局ものづくり支援課担当係長

政策局男女共同参画推進課担当係長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の4／5の出席をもって成立する。
- 5 評価委員の採点の合計点数が、満点の6／10以上のものの中から高い順に受託候補者を決定する。
- 6 評価結果において、同点の場合が生じたときは、加重配点部分の合計点が高いものとする。なお、加重配点部分の合計点においても同点の場合は、第10条第1号「イ 現状把握、業務目的・内容の理解度」によって決する。
- 7 委員長は、評価結果を経済局業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第12条 横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を送付した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(停止条件)

第12条 受託候補者の選定は、次の事項を停止条件とする。

令和2年度予算が横浜市議会において議決されること（予算の議決がなされないときは、効力は発生しません）。

附則

この要領は、令和2年1月22日から施行する。